

令和元年7月22日

第4～5学年  
専攻科 学生諸君

学生主事

## 令和元年度後期授業料免除・徴収猶予について

授業料免除が下記のとおり実施されます。授業料免除・徴収猶予を希望する学生は、9月17日（火）17時までに学生課学生係から申請書類を受領し、10月1日（火）17時までに学生係へ提出してください。

公平を期するためにも、締切後の申請は一切受理しません。

なお、締切後に家庭事情の急激な変化等で授業料納入が困難になった場合は、学生課学生係に申し出てください。

前期申請時に、前後期一括で申請した学生は今回改めて申請する必要はありませんが、前期授業料免除の結果と併せて後日郵送する家庭状況申告書等は必ず提出してください。

記

### 1. 授業料免除の対象者

- ①経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
  - ②平成31年4月以降において、学資負担者（主として学費を負担している者）が死亡した場合、もしくは学生または学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
  - ③平成31年4月以降において、学資負担者の失職・病気等により家計が急変した場合（定年退職は除く）
  - ④これらに準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合
- ※ ②、③の詳細は別途掲示しております。

### 2. 免除実施額

納入すべき授業料の全額または半額

### 3. 授業料徴収猶予の対象者

- ①経済的理由により、納入期限までに授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ②学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる場合
- ③その他やむを得ない事情があると認められる場合

### 4. 授業料徴収猶予の期間

2月（※5年生・専攻科2年生は1月）の各口座振替日まで

### 5. 授業料免除等の申請を受理された者について

- ・免除等の可否が決定されるまでは授業料の徴収は猶予される。
- ・審査の結果、免除不許可者及び半額免除許可者ならびに徴収猶予申請者は、所定の期日までに授業料を納入しなければならない。

### 6. 面接について（一括申請者は原則として不要）

10月中旬実施予定。詳細については後日改めて掲示いたしますので、必ず確認してください。

以上